

NPO 法人大分県ノルディック・ウォーク連盟

個人情報保護規程

第1章 目的

(目的)

第1条 この規程は、NPO法人大分県ノルディック・ウォーク連盟（以下「本法人」という。）が取り扱う個人情報の適切な保護のための項目を定め、役員、職員をはじめとする従事者がその事業内容に応じた個人情報保護を遵守することを目的とする。

第2章 個人情報の管理

(用語の定義)

第2条 本規程における用語の定義は、下記のとおりとする。

(1) 個人情報

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）をいう。

(2) 本人

「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(3) 従事者

本法人において業務に従事する役員、および会員などをいう。

(適用範囲)

第3条 本規程は、コンピュータ・システムにより処理されているか否か、及び書面に記録されているか否か等を問わず、本法人において取り扱われるすべての個人情報を対象とする。

(個人情報の取扱い)

第4条 本法人が保有する個人情報について、本法人全体として適切に取り扱い、それを保護するとともに、必要かつ適切な措置を講ずる。

(1) 対象となる個人情報

対象となる個人情報は別紙 「個人情報 管理台帳」に記載する。

- a. 利用目的は、本法人の正当な事業の範囲で、明確に定めること。
- b. 利用目的は、できる限り具体的に特定すること。
- c. 利用目的を変更する場合は、本規程に従い、新たに本人に通知又は公表すること。

(2) 取得に際して以下の事項を本人に通知すること。

- a. 利用目的
- b. 個人情報の取扱いに関する苦情の申出先を HP に表示し、本人に HP の表示を通知すること。

(3) 個人情報の収集と利用の原則

- a. 個人情報の収集は、適法かつ公正な手段によって行うこと。
- b. 個人情報の取得と利用は、利用目的の達成に必要な範囲内で行うこと。

(4) 特定の機微な個人情報の取得、利用及び提供の禁止

次に示す社会的差別を助長するような内容を含む個人情報の収集、利用又は提供を行ってはならない。ただし、これらの取得、利用又は提供について、本人の明確な同意、法令に特別の規定がある場合及び司法手続上必要不可欠である場合はこの限りでない。

- a. 思想、信条及び宗教に関する事項
- b. 人種、民族、門地、本籍地（所在都道府県に関する情報を除く。）、犯罪歴、その他社会的差別の原因となる事項

(提供の制限)

第5条 個人情報は、あらかじめ本人の同意を得ないで、第三者に提供してはならない。

(個人情報の適正管理義務)

第6条 個人情報は利用目的に応じ必要な範囲内において、正確かつ最新の状態で管理すること。

- (1) 個人情報に関するリスク（個人情報への不当なアクセス又は個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等）に対して、技術面及び組織面において合理的な安全対策を講ずること。
- (2) 事務局は少なくとも年1回監事による個人情報管理のリスク評価を行い、その評価結果及び対策を理事会に報告すること。
- (3) 個人情報を廃棄する場合、その方法は次のとおりとする。
 - a. 書面に記録された個人情報
破砕機による破砕、溶解又は焼却
 - b. 電磁的に記録された個人情報
記録媒体の破砕又は電子ファイルの完全消去（再利用不可能な方法）
- (4) 個人情報の持ち出しおよび他団体への提出を行う場合、申請者は理事長に対し「保有個人情報の外部持ち出し申請書」を事前に提出し許可を得ること。
持出および提出の方法は以下とすること。
 - a. 書面に記録された個人情報
手渡しもしくは簡易書留にて郵送を行う。
 - b. 電磁的に記録された個人情報
電子ファイルは暗号化処理を行い、メールにて送付を行う。
複合化のパスワードは別のメールにて通知を行う。
USBメモリなどの記憶媒体は紛失の恐れがあるため使用してはならない。

第3章 附則

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(施行期日)

第8条 この規程は、平成28年9月1日から施行する。